

宮古市告示第274号

宮古市広告掲載要綱を次のように定める。

平成30年12月12日

宮古市長 山本正徳

宮古市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が保有する公有財産等（以下「市の資産」という。）を民間企業等の広告媒体として活用することにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものとして宮古市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）による審査を経て承認されたもの。
 - ア 市が所有する土地、建物、構造物及び物品
 - イ 市が管理するウェブページ
 - ウ 市が発行する印刷物
 - エ その他広告媒体として活用可能な資産
- (2) 広告掲載 広告枠の販売、広告付物品受入、ネーミングライツその他の広告媒体を有効に活用できる手法を用いて、広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (3) ネーミングライツ 市が所有する施設に愛称を付与できる権利をいう。
- (4) 民間企業等 会社法人、医療法人、公益法人、企業組合等及び個人事業主等をいう。

(広告掲載に関する基本原則)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告の基本原則は、次に掲げる事項を遵守したものでなければならない。

- (1) 社会的に信用性のある情報であること。
- (2) 差別、偏見等を助長する表現が一切含まれていないこと。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 市の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げないものであること。

(広告掲載の範囲)

第4条 広告掲載の範囲は、前条に規定する基本原則を遵守した内容であるものとし、別表に掲げる事項に該当する広告は、掲載しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告媒体の性質に応じて、広告掲載の範囲に係る個別の基準が必要な場合は、市長は別に定めることができる。

(広告媒体の協議)

第5条 市長は、指定管理者施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。）を広告媒体としようとする場合は、当該指定管理者とあらかじめ協議のうえ、決定しなければならない。

(広告掲載の募集等)

第6条 広告掲載の募集は、広告媒体ごとに募集要項を定めて実施するものとする。

2 募集要項には、次の事項を明示するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 広告掲載料の基準となる額
- (3) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (4) 広告掲載に関する基準
- (5) 申込みの時期及び方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

(広告掲載の応募)

第7条 広告掲載を希望する者は、宮古市広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込むものとする。

- (1) 広告掲載の原稿案
- (2) 応募者の業務内容等が分かるもので、募集要項に定めるもの
- (3) 応募者の直近2事業年度の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(広告主の選定)

第8条 市長は、委員会の審査結果を踏まえて、広告主（広告媒体に広告を掲載する民間企業等をいう。）を選定するものとする。

2 広告主の選定に当たっては、価格競争によることを原則とする。ただし、価格競争により難しい場合は、公共性及び地域性の高い広告を優先して選定するものとする。

3 市長は、広告掲載の応募をした者に対し、選定結果を宮古市広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(契約の締結及び解除)

第9条 市長は、前条の規定により広告主を選定したときは、市長が指定した期日までに広告掲載に係る契約を締結するものとする。

2 市長は、広告主が第3条の基本原則に反すると認める場合は、広告掲載に係る契約を解除することができる。

(広告掲載料の返還)

第10条 既に納付した広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償等の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(ウェブページに関する基準)

第12条 ウェブページへの広告掲載は、ウェブページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブページの内容についても、第3条及び第4条に定める範囲及び基準を適用する。

(協議)

第13条 広告媒体とする広告の実施に関し、この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び広告主が誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年12月12日から施行する。

別表（第4条関係）

- 1 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 2 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 3 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- 4 政治性のあるもの
- 5 宗教性のあるもの
- 6 社会問題についての主義主張に係るもの
- 7 民間企業等の名刺広告に類するもの
- 8 美観風致を害するおそれのあるもの
- 9 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- 10 他人をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- 11 国内世論が分かれているもの
- 12 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスに係るもの
- 13 非科学的又は迷信に類するもので、他人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- 14 市が推奨していると誤解させるようなもの
- 15 次のいずれかの業種又は事業者に該当するもの
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種
 - (2) ギャンブル性を有する職種
 - (3) 消費者金融
 - (4) 市税を完納していない事業者
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立手続中の事業者
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立手続中の事業者
- 16 次のいずれかに該当する消費者保護又は青少年保護の観点から適切でないもの
 - (1) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）であるもの及び根拠のない表示や誤認を招くようなもの
 - イ 射幸心を著しくあおるもの
 - ウ 人材募集広告において、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 責任の所在が明確でないもの
 - (2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 水着姿、裸体姿等が広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長し、又は連想させるような表現があるもの

ウ 残酷な描写、善良な風俗に反するような表現があるもの

エ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

17 前各項に定めるもののほか、委員会の審査を経て、市において不適切と判断されたもの

様式第1号（第7条関係）

宮古市広告掲載申込書

年 月 日	
宮古市長 あて	
申込者 住所 氏名	
印	
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
広告媒体の名称	
広告掲載の期間等	
広告掲載料の申込額	
連絡先	担 当 部 署
	担 当 者 氏 名
	電 話 番 号
	F A X 番 号
	メー ル ア ド レ ス
添 付 書 類 等	
（事務処理欄）	

様式第2号（第8条関係）

宮古市広告掲載（不掲載）決定通知書

<p style="text-align: right;">宮古市指令 第 号 住 所 法人名又は氏名</p> <p>年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については次のとおり掲載（不掲載）を決定しましたので、宮古市広告掲載要綱第8条第3項の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮古市長 氏 名 印</p>	
広告媒体の名称	
広告掲載の期間等	
広告掲載料	
納 期 限	
不掲載決定の理由	
留 意 事 項	
(事務処理欄)	